

中小企業事業再編投資損失準備金

事業承継等として他の法人の株式等（株式又は出資をいう）の取得をした場合、その株式等の購入金額のうち一定の金額を損金の額に算入することができる制度が創設されました。

本制度は、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画について認定を受け、その認定計画に従って他の法人の株式等を取得した場合に適用されます。

① 適用対象法人

青色申告書を提出する中小企業者のうち、改正産業競争力強化法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画について同条第1項の認定を受けた法人

② 対象となる特定株式等の取得

経営力向上計画に従って行う事業承継等として他の法人の株式等の取得（取得価額10億円以下）をし、かつ、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得した株式等を特定株式等という）に適用できる。

*事業承継等とは、合併、株式交換、株式移転、事業譲渡を含む。

③ 損金算入額

適用対象法人が特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その**特定株式等の取得価額の70%相当額以下の金額**を損金経理の方法により各特定法人別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てることができる。

④ 取崩し(益金算入額)

中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る中小企業再編投資損失準備金の金額のうち積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したものがある場合には、5年間で均等額を取り崩して益金の額に算入する。

青色申告書の承認取り消し、特定法人の株式等の譲渡等した場合にも一定額の取崩しが必要となる。

【仕訳例】

取得時 令和3年12月 取引先の後継者不足により株式を5億円で購入
 子会社株式 / 現預金 500,000,000円

決算時 令和4年3月 中小企業再編投資損失準備金の繰入
中小企業再編投資損失準備金繰入/中小企業再編投資損失準備金 350,000,000円
 (利益処分の方法により積み立てることもOK)

決算時 5年間据置後の令和10年3月～令和14年3月の5期
 中小企業再編投資損失準備金/**中小企業再編投資損失準備金戻入** 70,000,000円

改正産業競争力強化法は「中小企業の足腰の強化」、「グリーン社会」への転換、「デジタル化」への対応を促進するための措置が想定されています。改正産業競争力強化法における「認定」を前提として、脱炭素化を進める設備には設備投資促進税制、クラウド技術を活用したデジタル関連投資にはデジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制が令和3年度の税制改正において創設しています。

	対象設備		税額控除	特別償却
設備投資税制 (2年間のみ)	機械装置	需要開拓商品 生産設備	10%	50%
	機械装置・器具備品 建物附属設備・構築物	生産工程効率化 等設備	5% (10%)	50%
DX投資促進税制 (3年間のみ)	ソフトウェア・繰延資産		3%	30%
	機械装置・器具備品		(5%)	

*一定の要件を満たすことで税額控除の()書きの割合を適用することができます。

*税額控除の限度額は、当期の法人税額の20%です。